

令和6年度 第2回大阪府障がい者自立支援協議会 議事録

開催日時：令和7年3月25日（火） 午後2時～午後4時

会場：大阪赤十字会館 301会議室

出席委員

石井 寛人	特定非営利活動法人 高槻子育て支援ネットワークティピー 理事 (大阪府障がい者相談支援アドバイザー)
上田 一裕	一般財団法人 大阪府視覚障害者福祉協会 副会長
北村 友隆	社会福祉法人 和光福祉会 法人事業統括
黒田 隆之	桃山学院大学 社会学部 教授
小尾 隆一	社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会 理事
新宅 治夫	大阪公立大学大学院 医学研究科 地域周産期新生児医療人材育成寄付講座 特任教授
谷口 泰司	関西福祉大学 社会福祉学部 教授
辻 博文	医療法人清風会 茨木病院 法人事務局長 兼 診療支援部長 (大阪府障がい者相談支援アドバイザー)
辻井 誠人	桃山学院大学 副学長 兼 社会学部 教授
寺田 一男	一般財団法人 大阪府身体障害者福祉協会 会長
長宗 政男	公益社団法人 大阪聴力障害者協会 会長
難波 志保	社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 地域福祉部 部長
原 順子	四天王寺大学 社会学部人間福祉学科 教授
平野 貴久	社会福祉法人 北摂杉の子会 常務理事 地域生活支援部統括部長
本多 義治	一般社団法人 大阪精神科病院協会 副会長
前澤 友紀	大阪狭山市 健康福祉部 福祉政策グループ 課長
松岡 克尚	関西学院大学 人間福祉学部社会福祉学科 教授
松本 孝	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 大阪支部 大阪障害者職業センター 所長
水島 群子	社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団 じょぶライフだいせん 所長
與那嶺 司	武庫川女子大学 心理・社会福祉学部 教授
李 利彦	医療法人宏彩会 李クリニック 院長

令和6年度 第2回大阪府障がい者自立支援協議会

○事務局

お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から「令和6年度第2回 大阪府障がい者自立支援協議会」を開催させていただきます。委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところ、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、会議の開会に先立ち、福祉部障がい福祉室長よりご挨拶申し上げます。

○事務局

大阪府福祉部障害福祉室の田中でございます。

令和6年度第2回大阪府障がい者自立支援協議会の開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様には年度末の何かとお忙しい中、本日出席いただきましてありがとうございます。また、日頃から大阪府の障害福祉行政の推進に格別のご理解とご協力賜っておりますこと、厚くお礼申し上げます。

本日の会議は、令和6年度の活動についてのご報告が中心になっております。一つは自立この自立支援協議会による地域支援の取り組みの報告をさせていただきます。もう一つは、部会の活動報告を予定させていただいております。それぞれご議論いただければ幸いです。

また、令和5年3月に提言いただいております「地域における障がい者等への支援体制」について、昨年度に引き続き、今年度も「施設入所の待機者実態調査」というのを実施させていただいております。この結果の概要や現在の取り組み状況等についても報告をさせていただきます。

大阪府といたしましては、各市町村において設置されている自立支援協議会と連携いたしまして、障害のある方々の地域での自立と、安心して暮らせる社会の実現に向け、引き続き、しっかり取り組んでいきたいと考えております。

委員の皆様には、忌憚のないご意見、ご提案をいただきまして、本日の会議が有意義なものとなりますよう、お礼を申し上げまして、簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

本日出席の委員の皆様につきましては、お手元の出席者名簿に沿いまして、ご紹介させていただきます。

(委員紹介)

本日は委員数29名のうち、21名の方にご出席をいただいております。

大阪府障がい者自立支援協議会規則（以下「協議会規則」と呼ばさせていただきます。）第5条第2項の規定により、委員の過半数の出席をもちまして、会議が有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。

続きまして、事務局ですが、障がい福祉室関係課が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは議事に移ります前に、お手元の資料の確認をお願いします。

（資料確認）

それでは大阪府附属機関条例及び協議会規則に基づき本協議会を運営してまいりたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

なお、本協議会は、運営要綱の規定により、「原則公開」としております。

個人のプライバシーに関する内容について、ご議論いただく場合は、一部非公開ということで、傍聴の方にご退席いただくこととなりますので、プライバシーに関わるご発言をされる場合は、お申し出ください。

また、この会議では、点字版の資料を使用されている委員がおられます。

情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際は、その都度、お名前をおっしゃっていただくとともに、ゆっくり、かつはっきりとご発言をお願いいたします。

また、点字資料は、墨字資料とページが異なりますので、資料を引用したり言及されたりする場合には、具体的な資料名、また箇所を読み上げるなど、ご配慮をお願いいたします。

それでは、協議会規則第5条に基づき、本日の議長を会長をお願いいたします。

会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○会長

皆様、本日は年度末でご多用の中、ご出席いただきましてありがとうございます。地域支援の取り組みがあったり、各部会の内容が非常に盛りだくさんになっておりますが、ぜひとも皆様方の忌憚のないご意見を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

それでは議事に移りますが、実は高次脳機能障害相談支援体制連絡調整部会におかれましては、部会長含め委員の方々の交代がございました。

協議会規則第6条第3項の規定には、部会には部会長を置き、会長が指名する委員等がこれに当たるということとされておりますので、高次脳機能障害相談支援体制連絡調整部会の部会長には委員をお願いしたく存じます。

また、部会委員につきましては、同規則第6条第2項の規定により、部会に属する委員等は会長が指名するとされておりますので、私の方から指名をさせていただきました。

なお、高次脳機能障がい相談支援体制連絡調整部会に加えまして、その他の部会でも委員の方々の交代がございました。お手元の各部会の名簿をご参照ください。網掛けしている方が交代いただいた委員でございます。

それでは、次第に沿いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

まずは議題 1、大阪府障がい者自立支援協議会による地域支援の取り組みについて、こちら、資料 1 に沿いまして、まずは事務局からご説明の方よろしく願いいたします。

○事務局

障がい福祉企画課でございます。事務局よりご説明させていただきます。着座にて失礼させていただきます。

資料 1 をご覧ください。

大阪府障がい者自立支援協議会では、基盤整備や人材育成、地域におけるネットワークの構築支援を通じた、地域における障がい者支援のバックアップを主に協議しております。

協議会の具体的な取り組みとして、平成 29 年度より、地域自立支援協議会についてヒアリング等で現状を把握し、課題や対応策を整理した上で、課題解決のため、大阪府障がい者相談支援アドバイザーを派遣し、助言等による後方支援を実施しております。

現在の派遣状況ですが、令和 4 年 12 月より泉大津市・忠岡町、令和 6 年 1 月より池田市、同年 11 月より交野市にそれぞれアドバイザー派遣を実施しております。下表の「今後の方針（案）」にありますように、すべての市町に次年度も派遣を継続したいと考えておりますが、ご意見をいただきたいと存じます。

それでは順に各市町の状況についてご説明させていただきます。

墨字資料 2 ページをご覧ください。点字資料は 5 ページです。地域自立支援協議会を共同で運営している泉大津市と忠岡町でございます。

派遣理由としましては、協議会の参加者全員が主体的に参加し、共通の目標を持って地域課題の解決に取り組んでいけるよう、協議会の目的や役割・機能の理解を促進すること。次に、基幹相談支援センターの設置を含めた相談体制全体の見直しを図るとともに、協議会の運営方法等について検討を行う。また、地域課題の抽出方法や抽出した課題を解決していくよう、協議会の仕組みの構築等の助言を行うこととございます。

具体的な支援内容でございますが、令和 4 年度に、まずは協議会の構成員に協議会の目的や役割・機能を再確認する必要があると助言し、令和 5 年度当初に市町の職員に対し、協議会の役割等についての講義を行いました。その後、相談支援の役割を明確化する必要があることから、令和 5 年度末から、委託相談支援事業所の相談支援専門員に対し、地域アセスメントを実施しております。

令和 6 年度は、地域アセスメント結果をさらに深めることを目的として、地域の指定特定・指定障害児相談支援事業所、一般相談支援事業所の相談支援専門員に対する聞き取りを行うため、第 2 期地域アセスメントについて両市町及び地域の指定特定相談支援事業所等に説明しました。

第 2 期地域アセスメント実施にあたり、まずは、地域の指定特定相談支援事業所等に対し、地域自立支援協議会及び相談支援の役割について 2 回に分けて講義を行いました。その後、

指定特定相談支援事業所等からヒアリングを行い、アドバイザーによる地域アセスメントを実施しました。その結果より、導き出された相談支援体制や協議会等の課題案および課題解決方法案をアドバイザーが提示し、今後の進め方について協議をおこなったところです。

今後の見通しですが、協議会の目的である地域課題の抽出とその解決に向けた協議は、相談支援部会が軸になって行う必要があることから、今後、協議会内に上記アセスメントの参加者を中心とした相談支援部会を新設し、個別課題の事例検討を複数回実施することにより、地域課題抽出プロセスの実践を行います。また、相談支援体制の役割分担の整理を行うため、相談支援部会の下にワーキンググループを設置して協議を行います。

なお、令和7年1月に、泉大津市の基幹相談支援センターが開設されましたので、これを踏まえた役割分担の確認を行うとともに、運営についても適宜助言等を行ってまいります。

以上により、引き続き令和7年度もアドバイザー派遣を継続したいと考えております。

次に池田市でございます。墨字資料4ページをご覧ください。点字資料は12ページになります。

派遣した理由としましては、まずは、地域自立支援協議会の目的や役割・機能の理解を促進すること。次に、アドバイザーが実情を把握した上で、基幹相談支援センターを中心に地域自立支援協議会の運営方法の改善等について検討を行い、相談支援連絡会で取り扱う個別課題からの地域課題の抽出や、抽出した課題の解決に向けた地域自立支援協議会の仕組みの構築等の助言を行うこととございます。

具体的な支援内容ですが、令和5年度末にアドバイザーから、現在の協議会の運営状況を踏まえると、ある程度運営会議で整理した上で協議会の構成員間で、協議会の目的や役割・機能を再確認する必要があることを助言しております。

令和6年度からは、アドバイザーが運営会議に同席し、今年度の全体会議・運営会議・各部会の年間計画について、全体会と各部会等の連動性を踏まえ、各会議の開催時期等を助言しております。また、全部会合同研修会において、府内の事業所等が協議会の役割を認識して、地域の現状や課題などの情報共有ができるよう、アドバイザーより協議会の役割について講義を行いました。

合同研修会の参加者アンケートや、今年度の各部会の取り組み状況を運営会議で共有し、今後取り組むべきものなどの整理を行うとともに、次年度の協議会運営について助言を行いました。今後の見通しですが、部会から上がってきた地域課題について運営会議において調整を行い、協議会として取り組むべき課題を全体会の場で決定します。決定された課題の解決に向けた取り組みを行ううえで、協議会として助言を必要とする場面が想定されますので、必要に応じてアドバイザー派遣をスポット的に実施し、引き続き助言等を行いたいと考えております。以上により、引き続き令和7年度もアドバイザー派遣を継続したいと考えております。

最後に交野市でございます。墨字資料5ページをご覧ください。点字資料は16ページです。

派遣した理由としましては、池田市と同様に、地域自立支援協議会の目的や役割・機能の理解を促進すること。アドバイザーが実情を把握した上で、基幹相談支援センターを中心に地域自立支援協議会の運営方法の改善等について検討を行い、相談支援連絡会で取り扱う個別課題からの地域課題の抽出や、抽出した課題の解決に向けた地域自立支援協議会の仕組みの構築等の助言を行うこととございます。

具体的な支援内容ですが、令和6年7月から開始しました個別申込によるアドバイザー派遣において、これまでに整理してきた行政・基幹相談支援センター受託事業所の役割について、市担当課、主任相談支援専門員と共有しました。同年8月より、市内3か所の委託相談支援事業所を交えて上記内容を再度共有しまして、委託相談支援事業所が抱える課題について聞き取りを実施したところとございます。同年11月より協議会からの派遣となるにあたり、改めて派遣決定の目的や地域協議会の目的や役割等を共有し、現在の相談支援体制等の状況を、基幹センターを直営で実施している市担当課、委託相談支援事業所とともに整理のうえ、事業検証を実施しました。

役割分担の整理にあたり、まずは個別課題の事例検討を3回程度実施することにより、地域課題の抽出プロセスの実践を行うこととしました。令和7年1月から3月にかけて、各委託相談支援事業所から事例を提供してもらい、アドバイザーから適宜助言を行いながら検討を実施しているところです。

今後の見通しですが、相談支援体制等の状況を検証した結果から課題抽出を行い、市、基幹センター、委託事業所、主任相談支援専門員等の役割分担をあらためて整理するとともに、協議会の運営方法について引き続き助言を行ってまいります。

また、個別課題の事例検討から、地域課題の抽出プロセスの実践を行うことにより、参加者全員の協議会に対するイメージを合わせ、今後の役割分担の整理や円滑な協議会運営につなげてまいりたいと考えております。

以上により、引き続き令和7年度もアドバイザー派遣を継続したいと考えております。地域支援の取り組みについての説明は、以上でございます。

続きまして、墨字資料6ページ以降、点字資料は20ページ以降、参考資料としている市町村からの申し込みによるアドバイザー派遣事業について、大阪府障がい者自立相談支援センターより、説明させていただきます。

○自立相談支援センター

大阪府障がい者自立相談支援センター地域支援課です。よろしく申し上げます。

申請型のアドバイザー派遣の経過についてご報告をさせていただきます。着席して説明させていただきます。

まず高槻市についてです。

相談支援専門員の孤立防止や質の向上を目指す取り組みとして、地域でグループスーパービジョンを継続的に行うための助言を行うべく令和4年度に市から依頼を受けまして派

遣を実施してまいりました。

令和 5 年度に市内の相談支援専門員を対象としたグループスーパービジョンを実施しましたが、それでも運営するメンバーの不安感がまだ残っておりましたので、継続支援の要請を受けてまいりました。

令和 6 年度はそのフォローの位置づけとして、アドバイザーがアレンジしました高槻市版グループスーパービジョンの実施において 2 回派遣を行いまして、次年度以降、市は自分たちで運営できるようにという趣旨で助言を行っております。

高槻市につきましては今年度で派遣は終結としております。

次に熊取町についてです。

町から依頼を受けまして、基幹相談支援センター設置に向けた助言を行うべく、令和 6 年 8 月から派遣を開始しております。

町の担当職員へ委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業所の主任相談支援専門員が集まりまして、「熊取相談支援あり方検討会」と名づけましてアドバイザーの助言のもと、町に求められる基幹相談支援センターの役割の整理を開始しております。

令和 7 年度以降も町に求められる基幹相談支援センターの役割と業務分担などについて関係者で検討を進めてまいります。

最後に岬町についてです。

熊取町と同様に基幹相談支援センター設置に向けた助言を行うべく、令和 7 年 2 月から派遣を開始しております。

令和 7 年 3 月 18 日の第 2 回目の派遣で町の担当職員、基幹相談支援センターを受託予定しております。

岬町の社協担当職員、また、町の委託相談支援事業所の指定特定相談支援事業所に対して、アドバイザーより行政と期間相談支援センター等の役割分担を含む相談支援体制について講義を行っておりますと同時に、関係者の共通理解を図っております。

岬町についても令和 7 年度以降の基幹相談支援センターの役割、業務分担などについて関係者で検討を進める予定としております。

申請型の派遣の報告につきましては以上でございます。

○会長

はい、説明ありがとうございました。それでは、皆さまからのご意見を頂戴する前に、本日も出席の委員様が泉大津市、忠岡町および交野市にアドバイザーとして、さらには池田市にアドバイザーとして派遣されているとお聞きしておりますので、それぞれ、事務局の説明につきまして、補足等がございましたらお願いいたしますでしょうか。

○委員

私の方からは、交野市のアドバイザー派遣の付け加えをご説明しますが、泉大津市と忠岡町につきましては、先ほども事務局からご報告ありました地域アセスメントという言葉があったと思います。どういうことかというご説明をさせていただきますが、要は、地域の社会資源状況はどうなのかということをしっかり把握することが必要です。これは、ケアマネジメントプロセスの中で必ず必要とされていることですが、現実的にはそこまで丁寧に状況を把握するということが、例えば行政の相談支援専門員もかなり繁忙ですので、なかなか手が回ってない状況であります。

一般的に相談支援の中で言いますと、平成 24 年からは障がい福祉サービスや通所支援サービスを利用する場合には、いわゆる相談支援専門員が作成する計画が必要ということで、この計画の、いわゆる導入率ということを国がすごく数字を上げてきた経過もありますが、そもそもいわゆる市町村域の中に、相談者支援専門員が実際何人いるかを把握する。例えばそういうことも地域活性が進む展開になってくるということを一つ付け加えさせていただきます。その聞き取り対象を行政の方及び障がい者相談支援事業を受託されている、いわゆる委託相談の事業所の方にするんですが、状況がわからないということもあり、泉大津市、忠岡町についてはその聞き取り対象を市町の相談支援専門員全員に拡大しました。

拡大してご協力いただいて、複数回聞き取りをするプロセスで、相談支援専門員の方々からも必要なこととして、やはり 1 人職場、2 人職場で困難な支援を強いられている状況があって、どうしていいかわからないため、こういう集まりの場で情報交換ができるのはすごいありがたいというお話は複数ありました。

それをもとに、いわゆる本来の自立支援協議会の目的である地域課題の抽出、地域課題の解決の検討、これは都道府県の自立支援協議会も地域自治協議会も基本的に一緒だと思いますが、具体的にはその手順を一緒に提言しようということで、泉大津市と忠岡町、また交野市も実際にしております。これを、私が作成している個別支援課題検討シートをもとに事例検討することによって、相談支援専門員の生き生きとした雰囲気ということと、いろんな意見を聞くことでの気付きを得られるという効果がありました。以上です。

○委員

池田市の方に派遣されております。

池田市については 1 年前のこの場でもご報告させてもらったと思いますが、派遣目的で回る協議会の役割であったりとか、そういった進め方がわからないという課題がある中で、この 1 年行かせていただきましたが、この 1 年で本当に私の目から見ていても劇的に変わった市だと思います。

元々、市の担当者、基幹センターの職員共々、自立支援協議会っていうのは何を進めていったらいいのかというのが全く分かっておられませんでした。当然、国から協議会運営マニュアルというのも公表されておりますので、それも読まれてはおりますが、具体的にどういったことを決めて、どういったことを議論していくということが全くわからないままだっ

たので、私ともう一人と、2人でアドバイザーに入らせていただいているんですけども、アドバイザーの方から一つ一つ、出てきたいろんなクエスチョンについて、協議会の役割というところに落とし込んで助言していくことによって、元々、皆さん非常に持ってられるポテンシャルが高い職員の方たちが多かったので、すごい吸収率で、一回助言したことが、次行ったときにはきちんと形になってるというような形で、すごく変わりました。ちょうど先日、1年経ったということで、現場の振り返りをさせていただいたんですが、皆さんの方からご意見を聞かせていただくと、今お伝えしたような内容、協議会としての機能を一つ一つ確認しながら進めていくことによって、一つ一つ明確になっていったと。明確になると、こんなにも変わるものなのか、というコメントがあったりしました。あと、地域の中ではベテランの職員さんで、かなり現場で長く経験を積まれてる方でしたが、その方もこういう地域課題が出たときにそれを変えていくというのは、国レベルの施策でないと無理だと思っていたと。それが、アドバイザーが入ることによって、地域課題として地域の中で取り組んでいけるんだということが実践でわかったので、すごく今わくわくしている、ということをおっしゃっていただいたので、池田市としては、運営会議としての一つのエンジンが出来上がりましたので、次年度についてはもうフォローアップということで対応させていただこうかなと考えております。これほど変わるということは、私自身もちょっとかなり驚いています。以上です。

○会長

はい、ありがとうございました。お二人のいう育成というのが、この資料以上にインパクトがあるかと思いますが、最終的に障がいのある方の地域共生というのは、市町が現地になっていただくということが非常に大事でございますので、そういう意味では、この府のアドバイザー派遣事業というのは、なかなか他の都道府県ではみられないユニークな、非常に良い取り組みかと思っておりますので、お二方の非常にご負担かと思っておりますが、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、ただいまの説明、それから補足説明につきまして、委員の皆さまからご意見を頂戴したいと思ひます。

○委員

ご報告ありがとうございました。

委員のお話を聞いて、自立支援協議会のそれぞれの協議会の関係者の方が、こういう言葉を使うのが適切かわかりませんが、エンパワーメントを果たしていくということは、とても素晴らしいなと思ひました。その上でお尋ねしたいことが4点ありまして、まず一つ目が、先ほど委員が地域課題の抽出と解決に向けて手順を共有化していきたいということをおっしゃっていたと思ひますが、これは全ての、これからアドバイザーを派遣する全ての市町村の自立支援協議会に対しても同じように共有化していくという理解でよろしいでしょうか、

というのが一つ目です。

二つ目は、この共有化された手順の中に、例えば泉大津市と忠岡町のご説明の中で、1次と2次でヒアリングを行っているということをおっしゃってくださったと思いますが、この1次と2次、具体的にどう違うのか、1次の結果の何ををもっと深めていくということなのか、ということをご参考までに教えていただけたらなと思います。

三つ目、共有化したこの手順のなかの地域課題の抽出のその「地域課題」の中に、例えば地域の人たちが、障がいのある方に対してどこまで理解しているかということ、そういうところも踏み込んだアセスメントをされているのか、あくまでも現行のサービスであるとか、社会資源の状況の把握にとどまっているのか、そういう地域の人たちの理解の度合いとか、先ほど会長が共生社会ということをおっしゃったので、とてもこれ重要なポイントになるとは思います、そこまで踏み込んで、地域課題からアセスメントされているのかというのが三つ目です。

四つ目は、私は知らないだけかもしれませんが、派遣型の方もご報告いただきましたが、そういうものを共有されているのかということです。具体的にこんな課題があって、例えば、ある市はこういうことで困っていたので、こういう風にやったからこういう風にうまくいきました、ということをご公表されているのかどうか。これはエンパワーメントと冒頭申し上げましたが、わざわざアドバイザーが介入してエンパワーメントが実現するというだけではなく、自分たちで公表されたものを見て、それを参考にすることでエンパワーメントすると、それに越したことはないですね。そこまで考えていらっしゃるのかということをお尋ねしたいなと思います。

以上、4点よろしくお願いたします。

○会長

はい、ありがとうございました。

公表につきましては事務局さんの方でお答えいただくとして、最初の3点につきまして、委員それぞれで何かございましたら、ご意見頂戴したいと思いますがいかがでしょうか。

○委員

すみません。

一つ目の質問がちょっと聞き取りづらかったんですが、まず二つ目の質問から。

私の先ほどの発言の中で、泉大津市と忠岡町の中で地域アセスメントに、第1期と第2期の地域アセスメントを実施しましたというものがありません。その違いですが、特にアセスメントの仕方として第1期第2期をわけるとするのは、学術的にも厚労省の方からもそうしなさいという話は一つもなく、たまたまアセスメントの聞き取り対象が行政の職員と委託相談支援事業所でしたが、聞きとりをしても回答が少なかったため、聞き取り対象を市町の障がい支援専門員全員に拡大したということで、同じようなことを2回に分けて、第

1期、第2期というふうに行っております。ちなみに期間ですが、毎月1回アドバイザーとして行きまして、約1年間、10回くらいかけて行ったということです。

アセスメントシートにつきましては、相談支援体制についての詳細、自立支援協議会の運営、そして地域生活支援拠点事業について、などの項目を私の方で作成し、ヒアリングしてきたという格好になっております。

3点目の地域課題につきましては、地域課題というのは、私もいろんなところで市町村に赴いて、自立支援協議会の役割について講義をさせていただく機会が多いのですが、いわゆる地域課題の本質は、いわゆる個別支援。いわゆる地域で生活される障がい児者の方が、地域で自分らしく生活ができていない、いろんなニーズが充足できていない。これを相談支援専門員が拾ってきて、それを自立支援協議会の事務局会議へ集約していく。集約した中で同じような個別課題、果たして、本来個別で課題なのか、社会資源が導入することで課題ではなくなるかどうか、そういったことを事務局会議の中で精査をして、やはり個別の課題だと、充足されないニーズだと確認されたらそれを複数、個別課題を集めて、フィルターにかけるという表現を私はするんですが、地域課題として認定、いわゆる課題案としてあげていくと。それを協議会内部の全体会なり定例会などで地域課題案を出して、ご同意いただいた地域課題という決定をしていく。

決定した後は、その地域課題を解決するための検討の場を協議会の中のどこにするかということを経理局の方で検討して、またご意見を聞いて決めていくと、そういった流れになりますので、根底にあるのは、地域でお住まいの障がい者、お1人1人の基本的には満たされないニーズであったりとか、生きづらい課題、そういったことが個別課題の根源になるかというふうに考えております。以上です。

○委員

はい、ありがとうございます。ご質問していただいた内容ですが、ほとんどお答えいただきましたが、地域課題のところ、地域住民の方たちの理解促進が進む、そこも入ってるかどうかというご質問だったと思います。

地域課題を抽出する中で、お話しの中にもありましたが、抽出していく過程の中で、例えば理解促進が進んでいないから、障がい者の方たちが非常に困った状況になってる、相談しようとうまく進めない、単身生活ができない、とかというようなことが、例えば課題としてあがってくるのであれば、それが一つの地域課題になります。そういったことを解決するために、協議会としてどういった取り組みをしましょう、という議論にもっていくわけです。そのため、お話ししていただいた、地域住民の理解促進というのも当然入った内容になっております。そういうところを分析する能力を協議会の中で持ちましょうということです。

もう一つ、それぞれの市町村で取り組んだいろいろな内容の共有化という部分ですが、答えになるかどうか分かりませんが、アドバイザーとして地域に関わらせてもらう中で、単独で関わっていると、これが合っているのか、こういう助言でいいのか、ということが多々あ

ります。そのため、アドバイザーの連絡報告会議というのが年に4回開催されておりますが、その場で必ず報告させていただいており、全てのアドバイザーから助言をいただいております。助言いただくと同時に、自分がどんなことをしているのかということも、そこでオープンにしております。そのノウハウを次に生かしていただくと、こういう役割になってるのかなと思っております。この辺は事務局の方で説明していただいた方がいいかもしれません。

○会長

はい、事務局さん、補足お願いできますか。

○事務局

障がい福祉企画課です。

四つ目の情報交渉の話なんですけども、私どもも自立支援協議会ホームページが大阪府の方でございます。そちらの方で、全てではないんですが、市町村名も隠している形にはなりますが、こういう支援をしていますよというところで、いくつかの事例について公表をさせていただいているところでございます。

今後も好事例を見せた方がいいな、というような好事例がございましたら、概要を載せていこうかなというふうに考えております。

以上です。

○会長

はい、委員いかがでしょうか。

○委員

ありがとうございました。

一つ目の質問がちょっと聞き取りにくかったということでしたので改めて申し上げますと、どのアドバイザーも同じような手順で地域課題の抽出、アセスメントを進めていくおつもりなのか、ということだったのですが。それから二つ目の質問については、ヒアリング対象が違っていたので、分けてやったというふうに私は理解しました。ありがとうございます。

三つ目については、今回ちょうど相談支援専門員の方を対象にヒアリングされているということもあるので、地域課題の抽出は、まず相談事例をベースにやっているということなので、個別課題からボトムアップ的に、地域課題という形にまとめていくという、そういうアプローチをとられているのだなというふうに理解しました。

この言い方が適切かどうかわかりませんが、どちらかというとケースワーク的な個別支援的なところからやっていくということで、個別事例から地域へというとらえ方のアプローチをされているなというふうに理解をしました。

最後に、事例については公表されているということについて、どこまで、どのレベルまで公表されているということが、もしよろしければ教えていただけたらありがたいなと思います。

○事務局

障がい福祉企画課です。

具体的な例をあげると、どうしてもどこの市町村というのが出てきてしまいますので、細かいところまでは掲載できていないのが現状でございます。

ただ、こういう支援をしたことによって、こんな良いことがありましたよというのがわかるような形では、掲載させていただいてるというふうに考えてます。

○委員

ありがとうございました。

やはりアドバイザーの派遣を受けて改善されたということもあると思うんですけども、私も先ほど申し上げましたように、むしろそういうところの経験を、直接アドバイザー派遣を受けてないが、例えばアドバイザー派遣を受けた隣の市町村のところの経験を参考に、自分たちのところに役立てていくという方がむしろ、自立支援協議会を能動的に立ち上げていく、能動的にいいものにしていくという意味では望ましいと思っております。

そのため、理想を言えば、もうアドバイザーなんていないというのが、本来のゴールのはずだと思うのですが、そこいくためにはやはり、丁寧に、ということが各市町に起こって、どういうところを踏まえてどういうふうにやればうまくいったか、ということ公表して、共有していくということは、とても大事なと思います。しかし、おっしゃる通りプライバシーの関係で個別情報の関係もありますので、難しいところもあると思いますが、ご検討いただけたらなと思います。ありがとうございました。

○会長

はい、ありがとうございました。

本当は、地域理解については、例えばそれは市町の自立支援協議会なり、相談支援なのか、それとも例えば行政としての福祉教育も含めた地域理解を時間かけてやっていくのか、そういったあたりが今後整理されて、一体でやっていくというのがいいのかなと思います。また、公表については、確かに府としては、どこの市町村だということを公表するのは差し障りがあるということなので、逆に池田市さんなどに委員さんがけしかけて、活性化されて劇的に変わったとおっしゃっていたので、そのプロセスのところは何か分かるようになると、うちの市もやってみようと、そんなふうになるのかなと思うので、もしあれでしたら、けしかけてください。あるいは、委員さんのお話を聞かれた方が、非常に感銘を受けて、背中を押されたということ。背中を押されたというのは大事なことなので、そういう効果があるとい

うのを引き続き、いろんなところでPRしていければというふうに思っております。

はい、他いかがでしょうか。

よろしく申し上げます。

○委員

泉大津市と忠岡町のところをきっかけに質問させていただきます。

資料の2ページでございます、令和5年度のあたりから、基幹相談支援センターの設置については泉大津市と忠岡町の合同ではなくて、別々に作っていかうという方向性が示されていまして、実際に資料の3ページの今後の見通しのところで、令和7年1月に泉大津市の方は、基幹相談支援センターが開設されたというふうになっております。これまで泉大津市と忠岡町というのは自立支援協議会も合同で実施されていますし、様々なことを一緒にやられてるのかなと思うのですが、別々に設置されているというところの、泉大津市の方はいいのかなと思いますが、忠岡町の方は、町の規模とか、人的資源とかサービス量とか考えましたら、どんなふうに展開されていくのかなというのが、伺いたいことです。といいましますのも、別の会議、大阪府障がい者施策推進協議会の方で、地域生活支援拠点の設置状況の話がありました。そこでも私から質問させていただいたのですが、やはり小さな町にとっては、地域生活支援拠点の設置は、やはり人的な面でもサービス量の面でも苦勞されているということで、その分しっかりとサポートしていかなければならないという話があったのですが、この忠岡町のあたりのところで、自立支援協議会を通して状況がどうなっているのかなということと、あとは他の最後、岬町の事例もあがっていましたが、規模が小さいところがやっぱりしんどいのかなと思いますので、どんなふうに支援されていかれるのかは、もうちょっとお伺い出来たらなと思います。

○委員

私の方からお答えさせていただきます。

忠岡町に限らず、先生おっしゃるように、いわゆる地方自治体の人口規模に応じて相談支援の役割というのはもちろん変わってくるかと思えます。そのため、国の方は、基幹センターが大きい事業ですよということを挙げておりますが、私は常々、その市町村の状況に応じた、例えば人口だったり、財政規模だったり、地域の社会資源の状況等々を考えた上で、国が示している四つを全てやるというふうに考えるのは、今、自分のところの市町が、どういう順番で何を重点的にするか、これが根底にしているのが地域アセスメントだと思うんですが、それを踏まえたうえで、いわゆる基幹センターの整備促進をするというところを、いつも助言をさせていただいております。これは市町とかに関しては、そういう手法でやっているという形であります。

忠岡町につきましては、基幹相談支援センター泉大津市が、行政が判断されて、アドバイザー派遣事務局やアドバイザーの設置について介入したわけではないですが、正直作ると

聞いてびっくりしました。忠岡町も令和 8 年度までには設置の見込みということで、今アドバイザー派遣の中でも特に 4 月から、基幹センターの事業役割ということをお泉大津市と忠岡町を対象に事業整理、いわゆるこんな事業をやっていきたいと思いますということを整理する、そういう作業をやっていきますので、それを参考に聞く忠岡町さんは、基幹センターの設置、いわゆる運営における、今、委託を考えておられますが、委託の仕様書等もそれをもって作成したいというふうに考えておられます。以上です。

補足の方、事務局よろしく申し上げます。

○事務局

障がい福祉企画課です。

忠岡町の話になるのですが、また後ほど、ケアマネジメント推進部会の方の説明でご紹介させていただこうと思っております。

○会長

はい、ありがとうございました。

本当に小規模のところで基幹相談なり、あるいは、これは例えば高齢者の領域では地域包括なりをどのぐらいのエリアが適正規模なのかっていうのは、なかなか議論が多いところかと思えます。私から言えば、逆に言うと、忠岡町さんがその規模で作られて、それをうまく回していくというのが一つの事例になっていくというか、ピンチをチャンスに変えていただくような設置、それから運営を目指していただければなと思っております。

お時間の関係で次の議題にいきたいと思うのですが、この議題に関して、もし何かございましたら、ご意見頂戴したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

それでは、事務局案としては、この決議、アドバイザー派遣については継続派遣という案がありますが、継続派遣ということで決めさせていただいてよろしゅうございますか。

○各委員

異議なし

○会長

はい。それでは、継続派遣よろしくお願いたします。

委員様も大変ですけども、引き続きよろしくお願いたします。

それでは、議題 2 の部会報告なんですけども、この部会報告に入ります前に、令和 5 年 3 月に協議会として意見を求めたところのいわゆる地域における障がい者等への支援体制、この取組みに関しまして、まず事務局から説明の方よろしくお願いたします。

○事務局

障がい福祉企画課です。

資料 2-1 をご覧ください。

まず初めに、「令和 6 年度施設入所者、施設入所の待機者に関する実態調査について」をご説明いたします。

この調査は、令和 4 年度の本協議会において、地域全体で障がい者を支える仕組みの構築についてご議論いただき、取りまとめられた提言、こちらに基づき、令和 5 年度より実施しているものでございます。待機者や地域における相談体制の実態を把握し、地域移行推進に向けた今後の方策を検討することを目的としております。

今年度は、令和 6 年 8 月に、大阪市を含む全市町村を対象に実施いたしました。調査時点につきましては、待機者について、令和 6 年 3 月末時点となっております。市町村における協議の場については、令和 6 年 6 月末時点となっております。

調査項目につきましては、昨年度の調査をさらに掘り下げ、待機者について、「地域生活の継続の可能性を検討した結果」や「検討していない場合はその理由」等を追加しました。

次に、調査結果の概要についてご説明いたします。

まず、待機者本人及び家族等の状況像ですが、今年度は大阪市も含め、府内の待機者は 1,233 人でした。大阪市を除く待機者は、令和 4 年度末の 1,077 人から 969 人に減少しました。

次に、障がい支援区分 5 以上かつ行動関連項目 10 点以上の強度行動障がいの状態にある方は 655 人。年齢は 40 歳代が最も多く 334 人。現在の居所は、自宅で家族と同居が最も多く 608 人、そのうち主な介護者の両親の年齢は 70 代が最も多く 182 人となっております。

次に、墨字資料 2 ページ目をご覧ください。点字資料は 8 ページです。

地域生活の継続の可能性の検討について、待機者 1,233 人のうち、検討したのは約 59% の 727 人でした。そのうち、検討した結果として、98 人は地域生活の継続に向けて調整中となっております。

検討していない 498 人についてですが、「検討しなかった理由」としては、「現在は地域生活ができており、本人や家族も今すぐの入所を希望していない」という方が最も多く 206 人でした。

「障がい者支援施設は終の棲家ではなく一定期間の支援を経た後、地域で生活することを前提としていること」を説明した上で、意向確認を行ったか、につきましては、本人へも家族等へも地域移行の説明及び意向確認をしていないのは、待機者 1,233 人のうち、73% の 895 人でした。

続きまして、墨字資料 3 ページをご覧ください。点字資料は 12 ページです。

施設入所を待機している理由としましては、「家族等の希望により待機している」が最も多く 58% の 709 人、その 709 人のうち、半数の 351 人は、「将来、家族に何かあった時に本人の行き場がないと困るため」との理由を挙げています。

また、待機している理由の「地域生活を継続するための障がい福祉サービスが不足しているため」とした 93 人について、地域生活継続のために必要な支援として多かったのは、グループホームに関する整備・環境面や専門的支援でした。

続きまして、墨字資料 4 ページ目をご覧ください。点字資料は 17 ページです。

次に、今ご説明しました待機者調査結果も踏まえ、令和 7 年度も引き続き知事重点事業として実施する大阪府における主な取組みについて、ご説明いたします。

障がい者が地域で安心して生活するための市町村及び事業所等への支援の強化として、令和 7 年度も引き続き 4 つの事業に取り組んでまいります。

まず 1 つ目の事業は、地域生活促進アセスメント事業です。

これは、自宅やグループホームで生活している施設入所希望者が地域で暮らし続ける可能性を探るための支援マニュアルや、施設入所者の地域生活への移行を促進するための相談支援ツール等を作成し、府内市町村や民間事業者へ普及を図るものです。

令和 6 年度の実績としましては、本協議会のケアマネジメント推進部会において、ワーキンググループを設置し、地域生活を継続するためのアセスメントシートや、強度行動障がいの方を地域で支援するためのアセスメントシートなどを盛り込んだ「地域生活促進アセスメントマニュアル案」を作成しました。

令和 7 年度の予定としては、府内 8 市町において、「地域生活促進アセスメントマニュアル案」をモデル実施し、その結果を踏まえ、マニュアル最終版を作成する予定となっております。

2 つ目の事業は大阪府版強度行動障がい専門支援モデル普及事業です。

これは、強度行動障がい者への専門的な支援力を向上するため、府内の事業所に府立砂川厚生福祉センターで開発した支援モデルを普及するものです。

令和 6 年度の実績としましては、府内の民間 3 事業所に「大阪府版強度行動障がい専門支援モデル（いぶきモデル）」を使ったコンサルを行い、細やかな配慮を要する強度行動障がい者の支援方法を普及いたしました。

令和 7 年度の予定としては、令和 6 年度とは別の 3 事業所へ同様のコンサルを実施し、引き続き民間事業者の支援力向上に努めてまいります。

3 つ目の事業は地域生活推進事業費補助金です。

これは、地域生活推進の機運上昇及び取組みの横展開と底上げを図るため、地域生活推進に向けた本人・家族・事業所等の意識醸成を図る普及啓発や施設及びグループホーム等の連携を通じた地域生活推進の実践を行う法人等による取組みに必要な経費を助成するものです。

令和 6 年度は、補助対象事業者の一般社団法人大阪知的障害者福祉協会において、事業所への調査や障がいのある方の地域生活を映像化した動画作成、研修会等による普及啓発事業や地域移行に向けた段階ごとのアプローチを実践するモデル事業を実施しております。

令和 7 年度は、本人や家族等への地域生活体験等による地域生活推進への取組みや、段階

的アプローチによる地域移行の実践モデルの実施及び事業者が連携して地域生活を支える体制構築を図るための事業を公募することとしております。

最後、4つ目の事業は重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金です。

これは、重度障がい者の地域生活を支援するグループホーム及び短期入所事業所を拡充するため、事業者に対し、受入れに必要な環境整備に係る費用を助成するものです。

令和6年度は、17件協議申請があり、うち14件交付決定し、障がい特性に応じた居室及び共用部分の改修に係る工事費等への補助を実施しました。

令和7年度も引き続き重度障がい者を受け入れるグループホーム及び短期入所事業所を支援してまいります。資料2-1の説明は以上となります。

○会長

はい、ありがとうございました。

これは特に意見交換とかではなくて、そのまま報告という形でよろしいですか。

本当に一番に聞きたいところがあるんですけども、1点だけ、協議会の意見となると差し障りがあるかもわかりませんので、私、一委員の意見として。ただ今の報告で、本人の家族への地域移行の説明、意向確認しているのが73%にのぼる。これ、実施主体として市町は一体何をやっているんだというのは正直思います。言ってこられたら、そのままはいはいって待機者にしてるだけというのは、実施主体として責任を果たしたことになってないということだけ、申し伝えたいと思います。府の方からの市町への助言ということでは、ここはしっかりと聞き取っていただくというのは非常に大事かと思っておりますので、意見があったということだけ、よろしくお願いいたします。

それでは、時間の関係もございますので、議題の二つ目に入らせていただきます。本日の議題の二つ目でございますが、部会の活動報告につきまして、資料2-2に沿いまして、各部会長から順にご説明をお願いしたいと思います。その際には、事務局から説明がありましたように、本日ご報告いただく部会の活動報告の中でも、取組み予定の事業等の補足等をいただければと思います。

ではまず、ケアマネジメント推進部会の活動報告について。部会長様、本日ご欠席でございますので、こちら事務局の方から説明をお願いいたします。

○事務局

はい。それでは、ケアマネジメント推進部会について、代わりに事務局の地域生活支援課からご報告を申し上げます。

資料につきましては、資料2-2の1ページ目になります。

まず、ケアマネジメント推進部会につきましては、市町村における相談支援体制の充実強化をテーマに議論をしていただいております。令和6年度の開催実績および検討内容につきましては、第1回目については、令和6年7月4日に開催をしまして、議題について

は、主任相談支援専門員の役割。二つ目に、地域生活促進アセスメント事業の進捗状況。三つ目に、今年度の施設入所の待機者に関する実態調査の項目についての3点でございました。

検討内容につきましては、令和2年に作成をしました大阪府相談支援専門員人材育成ビジョンに追記をいたします、主任相談支援専門員の役割について、地域作り、事業所支援、人材育成の三つの視点から、役割の整理について議論を行いました。

主な意見としましては、主任相談支援専門員も更なるスキルアップが必要ということですとか、主任専門員同士の繋がりが大事というようなご意見が出されておりました。

次に、右側の第2回目の部会につきましては、令和7年1月27日に開催をしました。

検討内容につきましては、この議題の三つでございまして、一つ目の地域生活促進アセスメントマニュアルにつきましては、先ほどの説明にもありました通り、このケアマネ部会の下にワーキンググループを設置しまして、そのワーキングでまとめた府内の施設入所者、入所を待機されてる方が地域移行や地域生活を継続するためのアセスメントシートや強度行動障害を有する方を地域で支援するための体制に関するアセスメントシートなどを盛り込んだ「地域生活促進アセスメントマニュアル案」を、市町村に相談し、マニュアル案についてご議論を行っていただきました。

三つ目の議題につきましては、先ほど議題1のご質問もありまして、委員からご説明させていただいた内容となります。市町村の相談支援体制について、市町村さんは自己診断できるような相談支援地域アセスメントシート案について議論を行っていただきました。

同じような名前でも恐縮ですが、議題1の方も「地域生活促進アセスメントシート」につきましては、前回の10月の協議会でご報告を申し上げておるんですけども、ヒアリングした内容ですとか、アセスメントした結果をある程度数値化をしまして、レーダーチャートのような形でまとめるというようなイメージでご報告をさせていただいておりましたが、ワーキンググループのメンバーの地元市町で試行をしていただいた中であったり、当事者の方からご意見いただいた中で、数値化することに対する懸念の声がありましたので、数値化をしない形で本人の強みに着目しながら、地域で暮らしていくために必要なサービス及び資源を導き出せるようなアセスメントシートになるようにご議論をいただいております。

その主な委員の意見としましては、本人の地域生活のイメージを持ち、希望する生活に近づいていくことはできるアセスメントになるようにということですので、マニュアルにアセスメントした結果の分析方法を記載することが必要、ということですので、医学モデル的にならないよう、アセスメント全体を通してプラス思考になるような工夫が必要という、様々なご意見を頂戴しているところです。

左下の令和6年度に検討した結果につきましては、第1回目の部会で議論して作成しました市民相談支援専門員の役割を昨年8月に市町村に発出し、配置事業所ごとによる主任相談支援専門員の役割を整理するように促進をいたしております。

令和7年度の予定としましては、今年度に議論を重ねてケアマネ部会で作成していただ

いている「地域生活促進アセスメントマニュアル案」を府内の 8 市町でモデル実施をしていただいて、その結果を踏まえてマニュアルをさらにブラッシュアップして、最終版を作成しまして、その翌年、令和 8 年度には、府内の全市町村で活用いただくような形で考えております。

また、三つ目の議題にもございます市町村の相談支援体制を確認するための地域体制アセスメントシートにつきましては、先ほどもございましたが、大阪府障がい者相談支援アドバイザーが今現在 9 人いておりまして、アドバイザーの連絡会にて、さらに意見を頂戴して、アドバイザーとともに部会で作成をしていただき、完成しましたら、市町村に発出をする予定でございます。

また、これらが作成した資料を有効に活用していただくために、市町村で運営をしていただいている状況の調査であったり、好事例の紹介等について積極的に行って、フォローアップを行っていくというふうに考えております。

先ほど、基幹相談支援センターの設置、未設置の状況についてですが、今現在、基幹センターが未設置のところは 4 市町でございます。泉南市につきましては来月、令和 7 年の 4 月に設置予定というように聞いております。残りの忠岡町、熊取町、岬町につきましては、令和 8 年度末までに設置予定というところで、アドバイザーさんの派遣をしていただいているところですが、こういった相談支援体制を自己診断できるような地域アセスメントシートを提供して、その中で、自分のところの市町がどういう状況で、計画相談事業所が何ヶ所あって、そこに主任さんがどれだけ配置されてるのかというような、自己診断ができるようなシートで自己分析していただいた上で、設置に向けてもらうところを強化していただけるような形でフォローをしていきたいと考えております。ケアマネ部会からは以上です。

○会長

ありがとうございました。

部会ごとに意見を頂戴したいと思うんですが、ただいまの説明につきましてご意見ご質問等ございませんでしょうか。よろしく申し上げます。

○委員

すいません。参考までに教えてほしいんですけど、第 2 回の検討、主な意見の一つ目で、「本人が地域生活のイメージを持ち希望する生活に近づいていくこと、それができるアセスメントになるように」ということで、イメージでいいんですけど、どんなアセスメントを今検討されてるか、もし教えていただけたらと思います。今入所でおられる方、待機の方は当然、地域におられるんですけど、入所の施設のやり方とかのアセスメントのときの地域生活のイメージを自分のイメージする生活に沿うように、どんないい手立てがあるのかなという、本当に参考に教えてもらえたらすごいありがたいなと思うんですけども、お願いしま

す。

○事務局

ありがとうございます。地域生活支援課からお答えさせていただきます。

ケアマネ部会の中で出た意見としましては、本人さんの状況などをヒアリングしまして、何ができない、というような、できないところに着目してしまいがちなんですが、そうではなく、本人さんの希望を聞き出して、その希望通りに生活ができるようになるには、あとどのような支援が必要なのかということ、あったらいいような支援というのを、ご本人さんなりにご家族の方と考えて、それで希望を持って生活、地域生活を進めていけるために、マイナス、できないところじゃなくてプラス的な思考で聞き取りできるようなアセスメントシートにしていくことが必要なんじゃないかというようなご意見を頂戴したところです。

○会長

はい。他、よろしいですか。もしあれでしたら後でまたご意見頂戴するという事で、次の部会報告に移らさせていただきますね。

続きまして、高次脳機能障がい相談支援体制連絡調整部会でございますが、こちら部会長であります委員様、お願いいたします。

○委員

高次脳機能障がい相談支援体制連絡調整部会の部会長でございます。

令和6年度の部会の活動状況について、ご報告させていただきます。

今年度の検討テーマとしては、まず高次脳機能障がいのある方が地域で安心して暮らし続けられるよう、各支援機関のネットワークを構築することを目標とし、取り組んできた内容の妥当性や今後の方向性について議論を行いました。また、高次脳機能障がい児者の理解促進を図るための普及啓発の取り組み、高次脳機能障がい児支援の妥当性や方向性についても議論を行いました。

次に、部会の開催実績と進捗状況でございますが、第1回部会は令和6年9月18日に開催し、今年度の検討テーマの各取り組みの進捗状況を事務局から報告いただき、評価や今後の方向性について議論をしました。当日は委員の方から「中河内地域別実践研修についてコロナ禍もありながらよく継続されていた。」「イオンモールの啓発活動はよかったという声を聞いている。」それから、「子どもの高次脳機能障がいに関する調査は、実態がよく掘っていない現状があるのでしっかりとやってほしい。」などの意見がありました。

第2回部会は令和7年3月27日に開催予定です。今年度は地域支援ネットワークの再構築のための研修を実施した北河内圏域の活動報告や大阪府の後方支援の状況、及び上記研修を次年度大阪市圏域及び豊能圏域で実施予定であるため、その調整状況の報告、理解促進のための普及啓発の取り組み状況や今後の方向性について議論をするとともに、高次脳

機能障がい児の実態調査結果及び結果を踏まえた支援ツールの活用についても議論を行うこととしております。

続いて、令和 6 年度の検討結果としましては、北河内圏域及び三島圏域において、関係機関を集めての実践研修の開催など、地域支援ネットワークの再構築に向けての取組が進み、高次脳機能障がいの理解促進のため、啓発動画の作成やイベントの開催を行いました。また、高次脳機能障がい児の実態調査を行い、その結果を受けて支援ツールを作成し、今後関係機関に配布し、理解促進に努めます。

次年度についても、引き続き同じテーマで検討していく予定にしています。高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会の活動報告は以上です。

○会長

はい、ありがとうございました。それでは、ただいまのご報告につきまして、質問あるいはご意見等ございませんでしょうか。

もしありましたら、同じくまた後で頂戴するということで、次の報告に移らせていただいてもよろしゅうございますか。

それでは続きまして、就労支援部会、こちらはですね、部会長であらせられます委員様よりご報告のほどよろしくお願いいたします。

○委員

はい、続きまして、資料 3 枚目になります就労支援部会部会長の方から報告させていただきます。

まず、上段のテーマ、到達目標です。そして中段にあります令和 6 年度の開催実績および検討内容です。左側、就労支援部会が 1 回目、そして右側の工賃向上計画の推進に関わる専門委員会、ここで工賃委員会と省略させていただきますが、こちらの第 1 回については、第 1 回の協議会の方で報告させていただいておりますので、またご確認の方よろしく申し上げます。

そして左に戻りまして、第 2 回就労支援部会についてですが、3 月 27 日に開催予定になっております。ここでは、就労選択支援に向けて就労移行等の連携調整事業の取り組みについて検討する予定になっています。

右の方に移りまして、工賃委員会の第 2 回、昨年の 12 月に開催されていますがこちらの方では、就労継続支援優良取り組み表彰の選定を行いました。また、ここでは、主な委員の意見として次年度の表彰については多様な事業所が応募できるように評価基準の方の再検討してほしいといったような意見が出ています。

こちら第 3 回ですが、3 月 17 日開催予定ということで、工賃向上計画の目標進捗状況を検討し、また先ほどの意見も踏まえて、その取り組み表彰の着目ポイントについて検討しています。

かなり左の方に移りまして、令和 6 年度の検討結果としては、就労支援部会では大阪府の計画に挙げています一般就労への移行者数の増加等の実現に向けて課題取り組みについて意見を集約しています。

工賃委員会の方では工賃向上計画の目標を見直し、そして就労継続支援優良取り組み表彰の実施に当たる課題や取り組みについて、委員の意見を集約しております。

右の方に行きまして、次年度の検討課題、検討項目としては、就労支援部会では、第 7 期の計画における成果指標および活動指標、達成状況そして就労移行等連携調整事業の進捗状況について検討する予定になっています。

また、工賃委員会においては、工賃実績、優先調達実績の結果、そして工賃向上計画支援事業の進捗状況、就労継続支援優良取り組み表彰の募集選定について、検討する予定になっています。以上です。

○会長

はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告につきまして、ご意見ご質問はいかがでしょうか。

あの、私、兵庫県の委員にもなってますけども、大阪府と兵庫県は、部会とかは一生懸命頑張るんですけど、工賃額というと本当に低い方ですので、頑張っていけないといけないという感じになりますよね。

では続きまして、障がい者虐待防止推進部会ですけども、こちら部会長は本日ご欠席でございますので、これも事務局の方から説明の方お願いできますでしょうか。

○事務局

障がい福祉企画課です。部会長はご欠席ですので事務局からご報告させていただきます。

令和 6 年度の開催実績について、今年度の障がい者虐待防止推進部会につきましては、令和 7 年 2 月 20 日に開催しました。表上段の部会の検討テーマを三つ挙げさせていただいておりますが、特に 2 点目、3 点目に重点を置いて部会で検討していただいております。

本部会は、障害者虐待防止法第 39 条の都道府県における関係機関との連携協力体制の整備の趣旨を踏まえ設置しているため、大阪の障がい者虐待の対応状況の概要と取り組みについて報告を行いますが、大阪府、市町村、関係機関の連携強化方策などについても議論が深まるような工夫を検討して開催しております。

中段の左です。令和 6 年度の開催実績および検討内容についてですが、検討内容として大きく 2 点書いております。(1) は、大阪府からの取り組み報告と島本町から取り組み報告をしていただきました。府の取り組みとして、令和 6 年度の施策を報告するとともに、令和 5 年度の大阪府の状況と虐待対応の取り組みを報告しました。島本町の報告では、担当職員が少ない中でも初動体制を最優先とし、対応を検討する会議においても簡素化し、柔軟に実施するなど、限られた人員体制で、丁寧な対応ができるよう工夫されており、他市町

村の参考となる取り組みをされていることから報告してもらいました。検討内容(2)は、部会の委員の皆様から虐待防止に向けたネットワークの関係機関としての観点から、それぞれの所属する組織の取り組みを中心にご報告やご意見をいただきました。

下段左の令和6年度の検討結果の項目については、重大な障がい者虐待ゼロの実現のため、府と市町村の役割を整理し、府としては市町村の対応力向上を支援していくことなどの取り組みを報告しました。

最後、下段の右ですが、次年度の検討項目のところについては、1点目は先ほども触れました法第39条の趣旨を踏まえ、関係機関の連携強化などについて議論を深めるよう工夫をしていきたいと考えております。2点目は市町村との連携を強化し、市町村の対応力向上に努め、オール大阪での検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○会長

はい、ありがとうございました。

それではただいまのご報告につきまして、ご意見ご質問等いかがでしょうか。

次いってよろしいでしょうか。

それでは続きまして、地域支援推進部会でございますが、これは私が部会長をさせていただいておりますので、私の方からご報告申し上げます。

お手元の資料でございますが、それぞれこの地域支援推進部会は、精神障がい者の地域移行推進ワーキンググループ、それから基盤整備促進ワーキンググループこの二つのワーキングで具体的な検討を行っております。

今回は、第2回の各ワーキングと、それから3月に開催した部会の議論につきまして、ご報告申し上げます。

2月27日に開催いたしました第2回精神障がい者地域移行推進ワーキンググループでは、府の事業の実績報告、それから広域コーディネーターの実践報告がありました。

委員の方からの主な意見としては、退院先としての地域支援が多様化していると、各施設の特徴のタイムリーな把握が必要であると。さらには、ケースを抱え込む法人等には注意喚起も必要ではないか、あるいは、本人のニーズとかみ合うことが大切である、などの課題が挙げられました。検討結果として、事例検討とそれから実践報告を行う中で、社会情勢を常に問題にしていく、これが有効であるとの意見がございました。

次に1月27日に開催いたしました第2回基盤整備促進ワーキンググループでは、各事業の令和6年度の実績報告があり、これを受けて、令和7年度に向けた方向性につきまして、議論をいたしました。委員からの主な意見としては、意思決定支援を前面に出していくことや、地域生活支援拠点については、市町村も関係機関も意見交換会に不参加となっている、こういったことが課題として挙げられました。検討結果といたしまして、次年度の地域生活推進事業費補助金につきまして、地域における事業者の支援力向上、あるいは連携体制

の構築を図っていくこと、さらには不参加の市町村が意見交換会に参加するような働きかけが必要だ、というような意見がございました。

次に、3月13日に開催いたしました地域支援推進部会でございますが、これら二つのワーキンググループの報告を踏まえたうえでの議論を行いまして今後の施策の方向性について確認をしたところでございます。資料には記載はしておりませんが、当日委員から出た意見としましては、まず、精神障がい者の地域移行に関しましては、地域の状況を見まして、府の広域のコーディネーターの事業、これはやはり当面継続が必要であること。さらには、長期入院患者の退院支援につきましては、福祉サービスとともに介護サービスとの連携も不可欠になってきていることから、各地域の状況をまず共有するということが重要であるという意見がありました。次に、入所施設からの地域移行に関する部分では、入所者の高齢化、これは非常にキーになっておりますが、地域生活支援拠点等においても、やはりその高齢化に対応した連携を市町村が考えられるように、いわゆる府の助言等も含めた働きかけが重要であったり、あるいは待機者についてはですね、待機者が何に行き詰っているのかを把握した上で、社会資源の整備、あるいはそれをふまえた入所施設の今後の在り方等を考えていく必要があるとの意見がございました。次年度につきましては、引き続き各事業を実施するとともに、退院支援に向けては現状の把握、それから検討、地域生活の推進に向けては待機者に関する実態調査の項目や各事業の進め方を検討していくということが話し合われました。

こちら部会からの報告は以上になります。

ただいまの報告につきまして、ご意見ご質問ございませんでしょうか。

あるいは、何か補足等ございましたらよろしく申し上げます。

○委員

失礼します。補足ですが、今年度第1回のこの協議会の場で委員からかつてのこと、ということだったんですが、精神科の医療機関の医療専門職から退院に向けて取り組んでるという内容のところに関して、退院させられてかわいそうだなみたいな発言があったということで、精神のワーキンググループで共有をいただきたいという、会長から指示がありまして、第2回の会議で委員共どもその内容について共有をさせていただきました。その発言そのものが、どういう趣旨でどういう意図でどういう文脈でというところがわかりませんが、この言葉そのものを受け止めて、ワーキンググループのメンバーにおいては、精神障がい者、あるいは精神科病院からの地域移行というのは当然のことという認識でやっているのですが、ただ、まだまだそういう意見というのは少数派であるということで、改めて普及啓発の必要性を再認識したというふうなところで、共有をさせていただいたということを報告させていただきます。

以上です。

○会長

はい、ありがとうございました。

非常に時間かかってもおっしゃられた部分というのは非常に大事なというのを私もそう感じております。他、ご意見ご質問大丈夫でしょうか。

では次の報告の方に移らせていただきますね。

続きまして、発達障がい児者支援体制整備検討部会。こちら、部会長、本日ご欠席でございますので、こちらの事務局の方から説明をお願いできますでしょうか。

○事務局

はい。発達障がい児者支援体制整備検討部会につきましては、事務局の地域生活支援課からご報告いたします。

墨字資料では6ページ、点字資料では29ページからとなります。

今年度の部会では、第5次障がい者計画に基づく発達障がい児者支援施策の今後の方向性について、また、主要なテーマとして大阪府発達支援拠点のあり方について、検討いたしました。開催実績につきましては、前回の協議会でのご報告事項は割愛させていただきます。その後、第2回部会を今年2月10日に開催しました。今年度の部会での検討結果の総括としまして、主要な検討テーマ、「大阪府発達支援拠点のあり方」について、ご報告いたします。

大阪府においては、府独自施策として、専門的な発達障がい児支援を行う発達支援拠点を、平成17年度から20年度にかけて、府内6圏域に順次整備してきました。部会では、以前から、この発達支援拠点について、大阪府発達障がい者支援センターアクトおおさかとの連携体制も含め、あり方が議論されてきましたが、近年の発達障がいと診断される方の大幅な増加や支援ニーズの増大など、発達障がいを取り巻く状況の変化に加えまして、児童発達支援センターが地域の障がい児支援の中核機能を果たすことを明確化するという改正児童福祉法の趣旨も踏まえ、今年度、集中的な議論を行いました。

部会での検討結果としましては、専門的なノウハウを有する「発達支援拠点」と市町村・児童発達支援センターが連携・協働した大阪版の支援体制の充実・強化をめざすという方向性で集約され、あり方につきましては、3つの視点で整理いたしました。

まず、1点目としまして、発達障がいの専門支援機関としての位置付けを明確化するため、発達障害者支援法に基づき、地域支援に特化した圏域の発達障がい者支援センターとして位置付けること。

次に、2点目として、地域の支援体制の整備・構築に貢献していただくため、国制度に位置付けられている地域支援マネジャーを配置して、機能拡充を図る。

3点目として、発達支援拠点とアクトおおさかのそれぞれの強みを活かして相互に連携して機能を発揮する体制を構築することとしました。

なお、令和7年度予算案では、部会で整理したこの3つの視点を反映した事業の再構築

をおこない、昨日、府議会におきまして予算案の議決をいただいたところでございます。

次年度の部会の検討項目につきましては、次期障がい者計画の策定に向けた発達障がい児者総合支援事業の方向性を中心にご検討いただく予定としております。

以上になります。

○会長

はい、ありがとうございました。

ただいまのご報告について、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

では、部会の最後になりますが、医療的ケアを要する重症心身障がい児者等支援部会こちらにつきまして、部会長であらせられます委員様によりご報告お願いいたします。

○委員

はい。よろしく申し上げます。7ページをご覧ください。

令和6年度の実績について報告させていただきます。

まず部会の検討テーマですが、医療的ケアを要する重症心身障がい者とその家族がまず安心して地域生活を送れるよう、地域の課題や対応について検討を行うとしております。開催実績ですけれども、第1回の部会を12月9日に開催しました。今年度の医療的ケア児支援センターやコーディネーターの活動などを報告し、令和7年度以降に目指すべき医療的ケア児等の相談支援体制について、討論いたしました。

また、重症心身障がい児者の介護者を対象とした実態把握調査の結果について事務局からの報告がありました。委員からは「コーディネーターが活動するに当たり、地域の課題や好事例の共有といった仕組みをつくることが重要である。」「実態調査については、過去からのニーズや状況の推移などのため、過去の調査と比較も必要と、動ける医療的ケア児について、医療的ケア自身について、更なる分析が必要」とのご意見がありました。

右側の第2回は3月5日に開催し、令和7年度における医療的ケア児者支援のための取り組みとして、医療的ケア児等コーディネーターの養成や配置の促進、コーディネーターの支援等について検討し、医療的ケア児支援センターの取り組みとしては、地域の相談支援体制の構築への支援などについて検討しました。

また、重症心身障がい児者の実態把握調査の結果を踏まえ、今後の取り組みとして充実を希望するサービスとして、既存の高い医療型短期入所を増やすことや、重症心身障がい児者の居住支援に関するニーズの把握などについて検討しました。委員からは、高齢となった重症心身障がい者の居住支援に関するニーズの把握は大変大事なことであるといったご意見がありました。次年度については、医療的ケア児等コーディネーターの機能強化や重症心身障がい者の居住支援に関するニーズの把握の結果について医療的ケア児支援センターの取り組みについて検討していく予定としております。

以上となります。

○会長

はい、ありがとうございました。

以上で、部会の報告が全て終了したと思いますけども、ただ今の部会の報告、あるいはその前の部会の方でも結構でございますが、委員の皆様からご意見ご質問あれば頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

これは私の方からもよろしいでしょうか。医療的ケア児支援コーディネーターについて、未設置のところがまだあるかと思うんですけど、府下の未設置の状況というのは事務局の方でわかりますでしょうか。

○事務局

地域生活支援課です。

令和6年度につきましては現在調査中になるんですが、令和5年度の実績では、医療的ケア児支援コーディネーターの配置は、33自治体となっております。

○会長

府下の市町村の総数は？

○事務局

43です。

○会長

割と順調に設置が進みつつあると考えてよろしいですね。

○事務局

はい。今年度もいくつか増えておりますので、着実に増えてきているのは事実です。

○会長

はい、かしこまりました。

他どうですか。全体通してでも、はい、委員さまよろしくお願いします。

○委員

部会報告もしていただきまして、着実に進んでいるなという感想を持ちました。

部会を形成してるところは、着実に進んでいると思うのですが、残念ながら障がい者あるいは障がい児の全体を考えますと、まだまだ抜けているなと。足りないことも多々あるんじゃないかなと思います。

例えば、とりわけ去年児童福祉法の改正がありましたけれども、児童発達支援の施策整備を各市町村がやらないといけないということなのですが、残念ながら大阪府の場合、社会資源がずいぶん偏在しております。そのため、大阪府の広域で策がないと難しいんじゃないかなと思いますので、いわゆる療育部会みたいなものを作っていただければと思います。肢体不自由の療育、難聴児の療育、知的障がいの療育、そういったものが、他の県に比べましても、残念ながら大阪府、全体の集約とか状況把握が遅れておりますので、そういうことも必要ではないかなと思います。部会を検討いただいて、新しい児童福祉法に対応する体制を組んでいただきたいと思います。自立支援協議会は障がい児の意見が少ないですが、外部の方の力を借りながら、進めていく必要があるのではないかなと思います。

二つ目は、事業所の支援という視点です。何回も申し上げていますが、現場はもう人手不足です。苦しんでいます。事業所に対する支援者も確保・養成、あるいは福祉事務を担う人たちも、研修・養成そういったものが必要になると思います。

さらに事業所は、社会のなかで事業を展開しておりますので、社会情勢の変化に伴って、いろんな対応をしないといけない。税関係で、インボイスの対応ですとか、電子帳簿の対応ですとか、運転管理の対応ですとか、この4月からは育児介護休業法の対応ですとか、10月には、企業はメンタルヘルスに対応しないといけない。そういう、事業所の担っていることをきちっと正面をむいて支援するような、そういう意味のあるようなものが必要だと。そうでないと、事業所がどんどんつぶれていってしまいます。そういう支援もぜひこの自立支援協議会に部会をたてて、やっていただきたいなと思っています。

最後に一つございまして、生命倫理の問題です。出生前診断が非常に簡単にできるようになりまして、ダウン症の数が減っているという、中絶をするという人が非常に増えています。あるいは、強制不妊手術は最高裁で違憲判決ができましたが、そうではなく、あえて任意と言いますが、任意の不妊手術が横行している。たとえば話題になりましたけども、グループホームで生活するのであれば子どもを作ってはいけないと、そんな話があったりします。また、大きな災害とか、事故があったときのトリアージの問題。それから、各事業所で高齢化が進んでおりますので、高齢期の終末期のケアの問題、もっと言うと安楽死の問題、そういうものが報道などで書かれておりまして、その中で生命倫理の課題を整理して、検討する場というのがやっぱりいるんじゃないかとは思っています。

大昔になりますが、大阪府の障がい福祉課にて「いのちの不思議」という啓発冊子を出されています。数年前に啓発の議論をするWGに私も入って、大阪府に「いのちの不思議」という冊子が残っていませんかと聞いたんですが、ないということでした。基本的な、そういう生命倫理のところから議論して、啓発冊子を作ったという歴史があります。そういう形で取り組んでいただけたらと思います。いろんな意味で障がいに対する排除感とか拒否感とか生んでしまって、現場は疲弊していると思いますので、ぜひこれを検討していただければと思います。障がい児の療育の問題、事業所への支援の問題、生命倫理の問題、こういったことを新しい部会を立ち上げて、突っ込んだ議論ができればいいのにと考えております。

以上です。

○会長

はい、ありがとうございました。

まず、委員様のご意見のうちの児童発達支援に関して府としてのバックアップ、これに関する部会等に関しましては、また府の中でご協議いただいて、私は事務的にはまず児童発達支援というのは、市町がまずその整備を担っていくと思うのですが、それが難しい場合、こういったバックアップができるのか、部会を組んでやるのか、あるいは別で検討するのかを少し庁内でご検討いただけますでしょうか。

2点目の事業所支援・人材確保、これは非常に大事だと思います。

ただ、私の意見ですが、障がいの世界っていうこの閉じたところで、しっかり部会レベルでやっていっても、多分抜本的に解決にはならないだろうと。むしろ、高齢・介護基盤もそうですが、医療場面でもそう、福祉人材、介護人材の不足、あるいはその事業所の体力というのが、もう福祉は全部繋がるものですから、おそらくこれは高齢なんかでも同様の意見が出ていないかと思しますので、都道府県の役割である専門職の養成とか、それを全体的にどうしていくか、その中に、障がいはどうしていくのかという位置づけでご議論をいただければ。ただ、こういう意見もあったということ在市町の基盤整備をご担当の方に、あるいは部署にお伝えいただければというふうに思っております。

3点目のいのちの問題、これも部会というご意見もありましたので、府の中で持ち帰っていただきたいと思いますが、もっと広く医療政策とかあるいは人権啓発とかルールの問題、こういったところでその一環としてこういう部分をどう取り上げるのかという検討もあるかと思しますので、どうしていくのかというのは、また持ち帰っていただければと思います。ありがとうございました。

他、いかがいたしましょう。

○委員

はい。どうぞよろしく申し上げます。

私からは、強度行動障がいの方の支援部会の創設と、障がいのある方の高齢化に対する検討の部会、そういうプロジェクトでもいいんですけども、創設をお願いできたらなと思っております。

まず、強度行動障がいの方の部会の根拠というか理由なんですけど、強度行動障がいの方を受け入れる事業者が非常に少ないということであったり、そういった強度行動障がいの方を支援できる、高い専門性を持っている支援者が少ないということが課題に挙がっておりまして、先ほどのアンケート結果でも、待機者の大半の方が強度行動障がいというのが出ていたかと思うのですが、厚生労働省の方では、今、中核的人材の養成であったりとか、中核的人材を育てる、広域的人材の養成であったり、一時的に強度行動障がいの状態像が激しく

なった方への集中支援ってというのが検討されているんですけども、大阪府では既にその課題に対して、例えば重度知的障がい者地域生活支援体制整備事業というのが、令和 2 年度から始まっておりまして、この 3 月で終了になりますが、府内で 6 法人さんが 3 年間のコンサルテーションであったりとか、様々な事業を受けられまして、それぞれの地元の市町の方で実践報告会をされていたりとか、勉強会をされているというような実態がありまして、かなり人材育成については広がってきているなというところがあるのですが、この事業は全国からも注目を浴びておりまして、堺市では、去年の 10 月から同じ仕組みの事業を開始されまして、私ども委託を受けて、今させていただいてるのですが、そういった動きがあるということであったり、大阪府の方では大阪府版強度行動障がいのモデル普及事業、それにも携わらせていただいているんですけども、それが集中支援に使えたりというようなことであったり、広域的な人材の養成にも繋がるのではないかな、というところがありまして、そういった、今大きな動きがありまして、ぜひともこのタイミングで、そういう部会が立ち上がると、官民一体で取り組めたりとか、総合的に検討はできるなということがありますので、ぜひご検討いただきたいというのが一つです。

あと、現場の方では障がいのある方の高齢化というのはかなり課題になっておりまして、その方々への、だんだんと重度化される中での医療的ケアが必要になってきたりとか、医療との連携とか介護保険との連携、そういったことも大きな課題になっておりますので、そういったことを検討できるような部会であったりとか、そういうワーキングがあればいいなというところで、ご提案させていただきました。以上になります。

○会長

はい、ありがとうございました。

おっしゃる通り、強度行動障がいの、いわゆる地域でパイロット施設、モデル施設を作ろうというのは、非常に全国的にも先進的な取り組みでございますし、事業そのものは名称としては終了しますけども、引き続き新たな事業補助金の中で、準備していくということは聞いておりますので、その需要の拡大継続という形でやっていくのか、それとも新たに部会というところまで持っていくのか、というので、宿題という形で持ち帰らしていただけますか。

高齢化につきましては、実は、従来から地域移行というか、そちらの方では、高齢化の問題については検討しているところではございますけども、いかにせん老人福祉領域というのは介護領域との連携をどうしていくか、地域生活支援拠点の中にそこまで広げていくのかというのが、私の知る限りでは、過去の議論では、老人との連携まで踏み切れなかったところがありますので、時代とともに 8050 問題ではなく、6090 問題と言っている時代ですから、もう待たなしの中で、引き続き、地域支援推進部会の方で、検討していきたいなというふうに思います。

はい、貴重なご意見ありがとうございました。

他よろしいでしょうか。もしありましたら、この後は事務局にメール等でご意見をおっしゃっていただいてもよろしゅうございますか。

お時間になっておりますので、私の方からの議事進行は終了いたしまして、事務局の方に議事をお返ししたいと思います。よろしく願いいたします。

○事務局

本日は委員の皆様の活発にご議論いただきまして誠にありがとうございました。

以上をもちまして令和6年度第2回大阪府障害者自立支援協議会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。

終了